

第 9 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成21年 6月11日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、PFI事業として施工されている守山区のスポーツ施設建設工事に関する次の文書の公開請求を行った。
 - (1) 建築物の基礎杭施工の不正の事実についてわかるすべての文書
 - (2) 不正の事実について通報があったことについて市の対応及び個人情報の保護又はコンプライアンス上の対処等、事後の対策全般についてわかるすべての文書
- 2 同月24日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
経過事項	法人に関する情報	条例第 7条第 1項第 2号（公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため）
お詫び 朝日新聞名古屋本社による取材	個人及び法人に関する情報	条例第 7条第 1項第 1号及び第 2号（個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの及び公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため）
守山スポーツセンター PFI事業に関する新聞報道について	個人に関する情報	条例第 7条第 1項第 1号（個人を識別することができるもの（他の情報と照合

守山スポーツセンターの件について、中日新聞からの取材		することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるため)
市民の声（市職員が告発者の情報を漏らしたことについて）		
4月10日付『市民の声』回答		
市民の声（市職員が告発者の情報を漏らしたことの報道内容について）		
4月13日付『市民の声』回答		
市民の声（個人情報の漏洩について）	—	—
名古屋市守山スポーツセンター整備・運営事業にかかる調査結果報告書について（以下「本件対象文書」という。）	法人の印影	条例第 7 条第 1 項第 2 号（公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため）

- 3 同年 7 月 2 日、審査請求人は、本件処分のうち法人の印影を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち法人の印影を非公開とした部分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書は、スポーツ施設建設工事における重要な基礎杭工事の不正施工に係る実施機関の調査要求に対する当事者としての「回答」文書であり、発注者である PFI 事業者（以下「本件法人」という。）としての厳正な調査に基づく「回答」であることを証するものでなければならない。 PFI 事

業を発注する名古屋市と名古屋市教育委員会、名古屋市民に対する説明責任を果たすためには、文書及びその内容の真正の担保の観点から、法人印影は必要不可欠である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件対象文書は、スポーツ施設建設工事における重要な基礎杭工事の不正に関し、実施機関が調査を要求した本件法人から提出された回答文書としての真正を担保する観点から、本件法人の印影（以下「本件印影情報」という。）は必要不可欠であると主張している。

しかし、名古屋市情報公開審査会答申第56号第 5の 4 (3)と同様に、本件印影情報を事業上関わりのない不特定多数の者に対し、広く一般に公開しているとは認められない状況で、本件印影情報を公開することにより、偽造など不測の事態が生ずるおそれは否定できず、本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。したがって、本件印影情報は、非公開とすべきものと判断する。

また、本件印影情報は、本市との契約関係に使われたもの、今回の調査結果報告書に使われたものなどで数件しか利用しておらず、厳密に取り扱っているということを本件法人に確認している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件印影情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性

当審査会は、本件印影情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを

判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件印影情報は、本件対象文書に押印された本件法人の社印及び代表者印の印影であることから、当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件印影情報を公開すると、本件法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

(4) 法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影などのように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

しかしながら、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況などによっては、当該法人の正当な利益を害することとも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

(5) これを本件についてみると、本件印影情報は、本件対象文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであると認められる。また、本件対象文書は、実施機関の調査要求に対する回答文書であることから、通常取引過程から発生する文書ではなく、不特定多数の者に配布される性質のものでもない。

さらに、実施機関によれば、本件印影情報は、本市との契約時に使用するなど、限られた場合にしか使用されておらず、本件法人において厳密に管理されているとのことである。

これらのことから、本件印影情報は、社会において重要な役割を果たすものであるといえる。したがって、本件印影情報が公開されると、偽造等によって財産的被害を及ぼすなど不測の事態を招くことも考えられることから、本件印影情報の公開は、本件法人にとって明らかに不利益であると

認められる。

- (6) 以上のことから、本件印影情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 7月 7日	諮問書の受理
7月 9日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月28日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 4日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月14日	審査請求人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知 併せて、審議継続の意思があるかどうかの確認を求めるが応答なし
平成22年 2月 9日 (第110回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
3月23日 (第111回審査会)	調査審議
4月13日 (第112回審査会)	調査審議
5月11日	答申